

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="501 288 786 316">第5章 輸入通関関係</p> <p data-bbox="528 360 759 387">第1節 輸入申告</p> <p data-bbox="210 432 495 459">（輸入申告事項の登録）</p> <p data-bbox="170 472 1122 898">1-1 輸入申告（特例申告貨物（法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告、製造済外国貨物（法第58条の2に規定する製造済外国貨物をいう。以下同じ。）の移出輸入申告又は総保出輸入申告（以下この章において「移出（総保出）輸入申告」という。）並びに関税法基本通達67-4-6に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。）及び輸入申告に併せて行う関税等の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第6節まで、<u>この章第15節及び第15節の2</u>において「輸入申告」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸入申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p data-bbox="192 906 1122 1043">なお、納税義務者が、MPN利用方式又はリアルタイム口座振替方式による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第5条第1項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力するものとする。</p> <p data-bbox="192 1051 434 1078">(1)及び(2) （省略）</p> <p data-bbox="192 1086 1122 1224">また、TPP11協定附属書2-D第B節及び付録C又はRCEP協定第2・6条に規定する「関税率の差異」のある製品について、譲許されている税率のうち、最高税率の適用を受けようとする場合は記事欄にその旨を記載することとする。</p> <p data-bbox="210 1268 636 1295">（輸入申告時の関係書類等の提出）</p> <p data-bbox="170 1307 1122 1444">1-4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分1）で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p>	<p data-bbox="1487 288 1771 316">第5章 輸入通関関係</p> <p data-bbox="1514 360 1744 387">第1節 輸入申告</p> <p data-bbox="1191 432 1476 459">（輸入申告事項の登録）</p> <p data-bbox="1151 472 2125 861">1-1 輸入申告（特例申告貨物（法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告、製造済外国貨物（法第58条の2に規定する製造済外国貨物をいう。以下同じ。）の移出輸入申告又は総保出輸入申告（以下この章において「移出（総保出）輸入申告」という。）並びに関税法基本通達67-4-6に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。）及び輸入申告に併せて行う関税等の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第6節まで<u>及びこの章第15節</u>において「輸入申告」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸入申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p data-bbox="1173 869 2125 1007">なお、納税義務者が、MPN利用方式又はリアルタイム口座振替方式による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第5条第1項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力するものとする。</p> <p data-bbox="1173 1051 1415 1078">(1)及び(2) （同左）</p> <p data-bbox="1173 1086 2125 1224">また、TPP11協定附属書2-D第B節及び付録C又はRCEP協定第2・6条に規定する「関税率の差異」のある製品について、譲許されている税率のうち、最高税率の適用を受けようとする場合は記事欄にその旨を記載することとする。</p> <p data-bbox="1191 1268 1617 1295">（輸入申告時の関係書類等の提出）</p> <p data-bbox="1151 1307 2125 1444">1-4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分1）で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 簡易審査扱い（区分1）となった輸入申告の場合</p> <p>原則として添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、提出することを求めるものとする。この場合、次のイからへまでに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限は、輸入の許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）とし、トに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。</p> <p>なお、当該提出を求める場合において、上記(1)イ又はロのいずれかに該当するときは、上記(1)と同様、2部（税関用1部、会計検査院用1部）提出するよう求めるものとする。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ EPA税率（経済連携協定（暫定法第7条の7に規定する経済連携協定をいう。）における関税についての特別の規定による便益による税率をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする貨物に係る関税法施行令（昭和29年政令第150号）第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書（この章第15節の2の規定により電子原産地証明書を提出する場合における当該電子原産地証明書を除く。）若しくは同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書（この項において「締約国原産地証明書等」といい、同条第4項及び第8項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。）又は特惠税率（暫定法第8条の2第1項又は第3項に規定する税率をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第27条第1項に規定する原産地証明書の提出を要する輸入申告（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</p> <p>なお、関税法施行令第61条第1項第2号イ(2)に規定する締約国</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 簡易審査扱い（区分1）となった輸入申告の場合</p> <p>原則として添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、提出することを求めるものとする。この場合、次のイからへまでに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限は、輸入の許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）とし、トに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。</p> <p>なお、当該提出を求める場合において、上記(1)イ又はロのいずれかに該当するときは、上記(1)と同様、2部（税関用1部、会計検査院用1部）提出するよう求めるものとする。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ EPA税率（経済連携協定（暫定法第7条の7に規定する経済連携協定をいう。）における関税についての特別の規定による便益による税率をいう。）の適用を受けようとする貨物に係る関税法施行令（昭和29年政令第150号）第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書若しくは同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書（この項において「締約国原産地証明書等」といい、同条第4項及び第8項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。）又は特惠税率（暫定法第8条の2第1項又は第3項に規定する税率をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第27条第1項に規定する原産地証明書の提出を要する輸入申告（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</p> <p>なお、関税法施行令第61条第1項第2号イ(2)に規定する締約国原産品であることを明らかにする書類の取扱いについては、関税法基本通達68-5-11の4の規定に準じて行うものとし、同項(2)ホ</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>原産品であることを明らかにする書類の取扱いについては、関税法基本通達 68-5-11 の4の規定に準じて行うものとし、同項(2)ホ(イ)の完全に得られる産品又は完全に生産される産品の場合には、輸入申告書の記事欄に「EPA WO」の入力を行うものとする。</p> <p>ニ～ト (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>第15節 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出</p> <p>(輸入申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-1 輸入申告又は輸入（引取）申告又はマニフェスト等による輸入申告（以下この項及び次項において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸入申告等控（輸入申告等に係る申告控情報を出力したものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出することを求めないものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 電磁的記録により提出する書類の解像度は200dpi以上とし、原則として白黒のファイルでの提出を認めるものとする。ただし、関税法施行令第61条第1項第1号に規定する原産地証明書、同項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書（この章第15節の2の規定により電子原産地証明書を提出する場合における当該電子原産地証明書を除く。）又は関税暫定措置法施行令第27条第1項に規定する原産地証明書については、カラーのファイルでの提出を求めるものとする。なお、提出された添付書類等が不鮮明であり記載内容を正確に確認できない場合など税関の審査・検査に支障があると認められる場合には、再度提出することを求めるものとする。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>第15節の2 電子原産地証明書の提出</p>	<p>(イ)の完全に得られる産品又は完全に生産される産品の場合には、輸入申告書の記事欄に「EPA WO」の入力を行うものとする。</p> <p>ニ～ト (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>第15節 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出</p> <p>(輸入申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-1 輸入申告又は輸入（引取）申告又はマニフェスト等による輸入申告（以下この項及び次項において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸入申告等控（輸入申告等に係る申告控情報を出力したものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出することを求めないものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 電磁的記録による提出する書類の解像度は200dpi以上とし、原則として白黒のファイルでの提出を認めるものとする。ただし、関税法施行令第61条第1項第1号に規定する原産地証明書、同第2号に規定する締約国原産地証明書又は関税暫定措置法施行令第27条第1項に規定する原産地証明書については、カラーのファイルでの提出を求めるものとする。なお、提出された添付書類等が不鮮明であり記載内容を正確に確認できない場合など税関の審査・検査に支障があると認められる場合には、再度提出することを求めるものとする。</p> <p>(4)～(6) (同左)</p> <p>(新規)</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>（電子原産地証明書の提出）</u></p> <p><u>15の2-1 システムを使用して輸入申告、蔵入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請（予備申告及び予備申請を含む。以下この項及び15の2-3において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、関税法施行令第36条の3第3項（同令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書の提出にあたり、システムに登録された電子原産地証明書（「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成20年条約第2号。以下「インドネシア協定」という。）第41条に規定する原産地証明書のうち、インドネシア共和国の発給機関が電子的に発給し、日本国及びインドネシア共和国の間で構築した原産地証明書のデータ交換に係る電子システムを経由してシステムに登録されたデータをいう。以下同じ。）を提出する場合には、次により取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(1) 輸入申告等においてEPA税率の適用を求めるために電子原産地証明書を提出しようとする通関業者等に対し、当該輸入申告等を行う前に、当該電子原産地証明書の発給を受けた輸出者又は生産者から当該電子原産地証明書の原産地証明書番号及び当該電子原産地証明書に登録された貨物のうち1品目目の仕入書番号（以下この項において「仕入書番号」という。）の情報を入手すること並びに当該情報を利用して「原産地証明書情報内容照会」業務により、以下のイからチまでの要件を満たしている旨の確認を求めるものとする。</u></p> <p><u>イ 当該輸入申告等を行おうとする貨物に係る電子原産地証明書がシステムに登録されていること。</u></p> <p><u>ロ 当該電子原産地証明書にインドネシア協定附属書3に定める事項が登録されていること。なお、当該事項のうち輸出者の申告及び証明については、当該電子原産地証明書に輸出者の申告の日付及び証明の日付が登録されていることをもってそれぞれ輸出者の申告及び証明があったものとみなされるので留意する。</u></p> <p><u>ハ 電子原産地証明書の発給を申請した輸出者又は生産者以外の者で</u></p>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>あ</u> 第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、仕入書が第三国で発行される旨及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所が登録されていること。</p> <p><u>ニ</u> 電子原産地証明書に登録されている物品と輸入申告等を行おうとする貨物が一致すること。</p> <p><u>ホ</u> 電子原産地証明書が有効期間（発給の日から1年）内のものであること。</p> <p><u>へ</u> 単一の船積みに係る産品について発給された電子原産地証明書であること。なお、当該電子原産地証明書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていることのみをもって無効な扱いとはしないので留意する。</p> <p><u>ト</u> 再発給された電子原産地証明書である場合には、当初の電子原産地証明書の番号及び発給年月日が登録されていること。なお、再発給された電子原産地証明書の有効期間の起算日は当初の電子原産地証明書が発給された日となるので留意すること。</p> <p><u>チ</u> 船積日から起算して4日目以降（例えば、船積日が7月1日であれば、7月4日以降）に発給された電子原産地証明書においては、遡及的に発給された旨が登録されていること。  <u>なお、電子原産地証明書が上記イからチまでのいずれかの要件を満たさない場合又はその他の不備がある場合には、関税法基本通達68-5-12に準じて取り扱うものとする（発給機関の印影及び署名に関する不備に係るものを除く。）。</u></p> <p><u>(2) 通関業者等が上記(1)の確認の後、輸入申告等において電子原産地証明書を提出する場合には、以下のいずれかの方法により当該電子原産地証明書に登録された項目を入力することを求めるものとする。</u></p> <p><u>イ 当該電子原産地証明書に係る仕入書番号、原産地証明書番号の順に輸入承認証番号等欄の連続する2欄に入力する方法</u></p> <p><u>ロ 当該電子原産地証明書を識別するためにシステムにより付された固有の番号を輸入承認証番号等欄に入力する方法</u></p> <p><u>(電子原産地証明書の内取)</u></p> <p><u>15の2-2 通関業者等が、システムに登録された一の電子原産地証明書</u></p>	

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に係る貨物を分割して逐次輸入する場合は、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>輸入申告事項の登録に際して上記15の2-1(2)イ又はロに規定する項目の入力を行った上で、「原産地内取内容呼出し」業務を利用して、電子原産地証明書の内取内容の仮登録を行うことを求めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>通関業者等が、上記(1)により仮登録した電子原産地証明書に係る輸入申告（予備申告の場合にあっては予備申告）を行った後、通関担当部門による「輸入申告審査終了」業務が行われる前に、システムに仮登録された電子原産地証明書の内取内容について訂正又は取消しを行おうとする場合には、あらかじめ通関担当部門に当該訂正又は取消しの申出を行った上で、「原産地内取内容呼出し」業務を利用して、当該訂正又は取消しを行うことを求めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>通関担当部門による「輸入申告審査終了」業務が行われ、電子原産地証明書の内取内容を税関が確認した旨がシステムに登録された後に、通関業者等が当該登録内容の訂正を求める場合には、あらかじめ当該通関担当部門に当該訂正の申出を行った上で、「原産地内取内容呼出し」業務を利用して、登録内容を訂正することを求めるものとする。</u></p> <p>(4) <u>電子原産地証明書に登録された貨物の数量又は数量の単位が実際に輸入される貨物の数量又は数量の単位と相違する場合であって、上記15の2-1の規定により、当該電子原産地証明書を当該輸入される貨物全体に対して有効なものとして取り扱うときの当該電子原産地証明書の内取は、当該電子原産地証明書に登録された貨物の数量又は数量の単位に基づき行う必要があることに留意する。この場合において、通関業者等に対し、当該電子原産地証明書に登録された貨物の数量の範囲内において、各々の内取における数量を調整の上、各内取の仮登録を行わせることとして差し支えない。</u></p> <p><u>（システムによる輸入申告等からマニュアルによる輸入申告等への切替え等における電子原産地証明書の取扱い）</u></p> <p>15の2-3 <u>システムによる輸入申告等からマニュアルによる輸入申告等</u></p>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に切り替える場合等における電子原産地証明書の取扱いについては、以下により行うものとする。</p> <p>(1) <u>上記15の2-1(2)の規定により電子原産地証明書に係る項目を入力して行った輸入申告等について、システムによって処理をすることができなくなったことにより、マニュアルによる輸入申告等に切り替える場合には、通関業者等が「原産地証明書情報照会」業務により出力した「原産地証明書情報照会情報」（別紙様式M-572号（当該電子原産地証明書に仕入書番号及び仕入書の日付が2回以上登録されている場合又は内取情報が7回以上登録されている場合にあつては、別紙様式M-572号及びM-573号）。以下「原産地証明書情報照会情報」という。）にマニュアルによる輸入申告等に切り替えることとなった旨を付記した上で当該輸入申告等の添付書類として提出することによって関税法施行令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。なお、当該輸入申告に際して上記15の2-2の規定により内取内容の仮登録を行っている場合には、当該仮登録の取消しを行わせるものとする。</u></p> <p>(2) <u>上記15の2-2の規定により電子原産地証明書の内取を行おうとする場合において、電子原産地証明書の内取内容の登録の上限（電子原産地証明書に登録された貨物の品目毎に10回）を超えて内取内容の登録が必要となった場合その他の理由により輸入申告時のシステムによる内取内容の登録ができないときには、通関業者等が「原産地証明書情報照会」業務により出力した「原産地証明書情報照会情報」にシステムによる内取を行うことができない旨及びその内取内容を付記した上で、この章第1節1-4により提出する関係書類（この章第15節の規定により電磁的記録により提出する場合を含む。）として提出することによって、関税法施行令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)及び(2)の規定により通関業者等が「原産地証明書情報照会情報」を提出する場合において、当該電子原産地証明書に係る貨物をさらに分割して輸入する場合には、関税法基本通達68-5-17において準用する同68-3-9の(4)及び(5)の規定によるものとし、この場合に</u></p>	

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>において、同規定中「原産地証明書」とあるのは「通関業者等が出力した「原産地証明書情報照会情報」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（特例申告貨物に係る電子原産地証明書の提出等）</u></p> <p><u>15の2-4 特例申告貨物について電子原産地証明書によりEPA税率の適用を求める場合には、関税法基本通達67-3-4(4)の規定に関わらず、次のいずれかの方法により行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 輸入（引取）申告時に電子原産地証明書を提出する方法</u>  <u>この節15の2-1の規定に準じて電子原産地証明書を提出する。</u></p> <p><u>(2) 輸入（引取）申告時に電子原産地証明書を提出することなく保存する方法</u>  <u>当該電子原産地証明書について通関業者等が「原産地証明書情報内容照会」業務により出力した「原産地証明書情報照会情報」を関税法施行令第4条の12第2項第5号（同令第83条第3項において準用する場合を含む。）に規定する締約国原産地証明書として、特例輸入者又は特例委託輸入者において保存する。</u></p> <p><u>（災害その他やむを得ない理由による提出猶予が認められた電子原産地証明書の提出）</u></p> <p><u>15の2-5 関税法施行令第36条の3第3項（同令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第4項の規定により、災害その他やむを得ない理由によって締約国原産地証明書の提出猶予が認められた場合において、相当と認められる期間内に電子原産地証明書を提出する場合には、通関業者等が「原産地証明書情報内容照会」業務により出力した「原産地証明書情報照会情報」を提出させるものとする。</u></p>	